

○厚生労働省告示第四百十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条の二、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項ただし書及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項ただし書の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年十月十四日から適用する。

平成三十年十二月十三日

厚生労働大臣 根本 匠

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正）

第一条 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第四百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 インフィグラチニブ経口投与療法 進行固形がん(線維芽細胞増殖因子受容体に変化を認めるものであつて、従来の治療法が無効であり、かつ、インフィグラチニブによる治療を行っているものに限る。)</p>	<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p>

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第四項各号に掲げる患者申出療養に係る薬物を使用する場合</p>	<p>第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>